

	項目	計画の内容(具体的に記載)	チェック
1 基本的な 与条件に 係ること	(1)建物の構造躯体等について		
	ア 上下階の遮音に特に配慮されていること ・床スラブ厚270mm以上、又は ・住宅性能評価の等級5同等以上		—
	イ 集会所やキッズルームなどの共用施設があること ・住戸数が50戸以上の場合、最低50㎡以上かつ0.5㎡/戸以上	集会所(98.60㎡)を設置します。 98.60㎡ > 180戸 × 0.5㎡/戸	○
	(2)建物の配置計画等について		
2 仕様のな こと	ア 敷地内に子供が遊べる広場があること ・敷地面積の3%以上		—
	イ 敷地内が緑化されていること ・敷地面積の10%以上		—
	ウ 周りの道路が安全に歩行できること ・敷地が接する道路に幅1.5m以上の歩道、又は ・幅1.5m以上の歩道状空地整備		○
	(1)プランや設備的な配慮について		
	ア 建具が指をはさみにくい仕様になっていること ・共用部、玄関ドアは、吊元の納まりに工夫 ・専用部の主たる建具はドアチェック等		—
	イ バルコニーにシンクが設置されていること ・バルコニーや専用庭部分		—
	ウ 玄関の土間が広く、ベンチが設置できたり、 ベビーカーを置くスペースがあること ・土間の広さが1.6㎡以上 ・シューズインクローク等の設置		—
エ 子供の成長に合わせて、間仕切りできるなど プランニングの工夫ができること ・大部屋に建具が2箇所あり、将来間仕切りをして 2部屋で使用できる等		—	
オ 押入れ、物置その他の収納のための空間が多いこと ・収納部分の容積の合計が居住室及び炊事室の 容積の合計の9%以上		—	
(2)防犯への配慮について			
ア 窓に防犯対策が施されていること ・接地階の窓に面格子 ・防犯ガラス等の使用		—	
イ 第三者が容易に共用部に進入できないこと ・エントランスがオートロック	エントランスはオートロックとします。	○	
ウ 監視の目が行き届くこと ・防犯カメラの設置 ・死角のないプランニング等	敷地の各所に防犯カメラを設置し、死角 が生まれないよう配慮します。	○	

※上記項目以外でも、設計上工夫をした点や、子育ての応援に資すると思われる項目については、別紙を使用して申請書に添付してください。